

閲 覧 図 書

畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業

内 訳

- 1 入札者注意書
- 2 請負契約書（案）
 - （１） 暴力団排除に関する特約条項（別紙１）
 - （２） 事業内訳書、仕様書、位置図
 - （３） 請負契約再委託承認申請書（別紙２）
 - （４） 事業従事者届（別紙３）
 - （５） 業務実施報告書（別紙４）
- 3 契約情報の公表様式

奈良森林管理事務所

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

請 負 契 約 書（案）

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上吉伸（以下「甲」という）と〇〇（以下「乙」という）は、畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業（以下「請負業務」という）について、次のとおり契約を締結する。

（実施する請負業務）

第 1 条 甲は、次の業務の実施を乙に請負わせ、乙は、甲又は甲の指名する職員の指示に基づき、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（ 1 ） 請負業務名

畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業

（ 2 ） 請負業務の内容及び実施箇所

内 容： 林内整備（立竹伐採、竹整理）

実施箇所： 奈良県橿原市南浦町 香久山国有林

奈良県橿原市西池尻町外 畝傍山国有林

（ 3 ） 履行期限：令和 7 年 9 月 3 0 日

（請負費）

第 2 条 請負費は以下のとおりとする。

¥ . ー

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という）額

¥ . ー）

（注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負費に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

（契約保証金）

第 3 条 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第 4 条 乙は、請負業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技

術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この請負業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせること（以下「再委託」という）を必要とするときは、あらかじめ別紙2に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として請負費に占める再委託の金額割合（以下「再委託比率」という）が50パーセント以下の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名または名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、この請負業務達成のため、再々委託または再々請負（再々委託または再々請負以降の委託または請負を含む。以下同じ）を必要とするときは、再々委託または再々請負の相手方の氏名または名称、住所、再委託を行う業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託または再々請負の相手方及び業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届け出を受けた場合において、この契約の適正な履行のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告をさせることができるものとする。
- 8 再委託する事業が請負業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（監督）

- 第5条 甲は、この請負業務の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という）に監督させることができるものとする。
- 2 前項に定める職員は、立会い、指示その他適切な方法により行うものとする。
 - 3 乙は、甲（監督職員を含む）から監督に必要な報告等を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

（従事者の届出）

- 第6条 乙は、契約の履行にあたり業務従事者を選任し、甲に別紙3の従事者届を提出するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は請負業務が終了したとき（業務を中止した場合を含む）は、請負業務の成果を記載した実施報告書（別紙4）を甲に提出するものとする。

（検査）

第8条 甲または甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という）は、前条の連絡を監督職員から受けたときは、検査を行うものとする。

（請負費の額の確定）

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務委託が契約の内容に適合すると認めたときは、請負費の額を確定し、乙に対して書面により通知するものとする。

（請負費の支払い）

第10条 乙は、前条の通知を受けたときは、書面をもって甲に代金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

（請負業務の中止等）

第11条 天災地変その他やむを得ない事由により、当該請負業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、甲は、契約を解除し、または契約の一部変更を行うものとする。

2 甲は、前項の規定に基づくほか、必要があると認めるときは、契約を変更し、または中止することができるものとする。

（契約の解除等）

第12条 甲は、乙がいずれかに該当するときは、この契約の一部または全部を解除することができる。

乙の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に事業完了する見込みがないとき。

正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても事業に着手しないとき。
この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。

乙が天災、不可抗力、その他正当な理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

（違約金）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。
- 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第14条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限内に事業を完了することができない場合においては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負費に対し、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 16 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 4 項又は第 7 項の規定の適用があるとき。

前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

乙が甲に対し、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第 17 条 暴力団排除に関する特約条項は別紙 1 のとおりとする。

(秘密の保持等)

第 18 条 乙は、この請負事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者

に漏らしてはならない。

（契約外事項）

第 19 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、定めるものとする。

（疑義の解決）

第 20 条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者（甲）住 所 奈良県奈良市赤膚町 1143-20

氏 名 分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸

受注者（乙）住 所

氏 名

印

(別紙1)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	記番	国有林	林小班	数量	単位 (ha)	摘要
郡山	林内整備 (立竹伐採及び整理)	自：令和7年 月 日 (契約日の翌日) 至：令和7年9月30日	①	香久山	29 い1	0.10	ha	一回刈
			②	香久山	29 い1	0.12	ha	一回刈
			③	畝傍山	30 へ外	0.37	ha	一回刈
			④	畝傍山	30 る1外	0.60	ha	一回刈
			⑤	畝傍山	30 ね	0.32	ha	一回刈
計						1.51	ha	

仕様書

1. 共通事項

- (1) 公道等を通行する際は、路体等を損傷させないこと。また、歩行者や一般車両の通行を妨げることをしないよう、安全運転に徹すること。事故や損傷を及ぼした場合は、請負者の責任において賠償等の対応をすること。
- (2) 耳成山国有林、香久山国有林及び畝傍山国有林での作業時間は平日8時30分から17時00分までとする。指定時間外、土曜日、日曜日及び祝日の作業は周辺住民への配慮の観点から禁止とする。
- (3) 林内への入込者が多いため、現地及び作業状況に応じて誘導員等を配置し、歩行者や一般車両の安全確保を万全にすること。
- (4) 全ての作業について、法令協議が必要なものは、手続きが完了した後に作業着手すること。
- (5) 作業箇所は、風致保安林、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存区域及び都市計画法に基づく風致地区に指定されているため、景観に配慮した作業に努めること。
- (6) 民有地との境界沿いで作業する箇所については、事前に境界を確認すること。境界が不明な場合は、監督職員に確認すること。

2. 林内整備（立竹除伐）

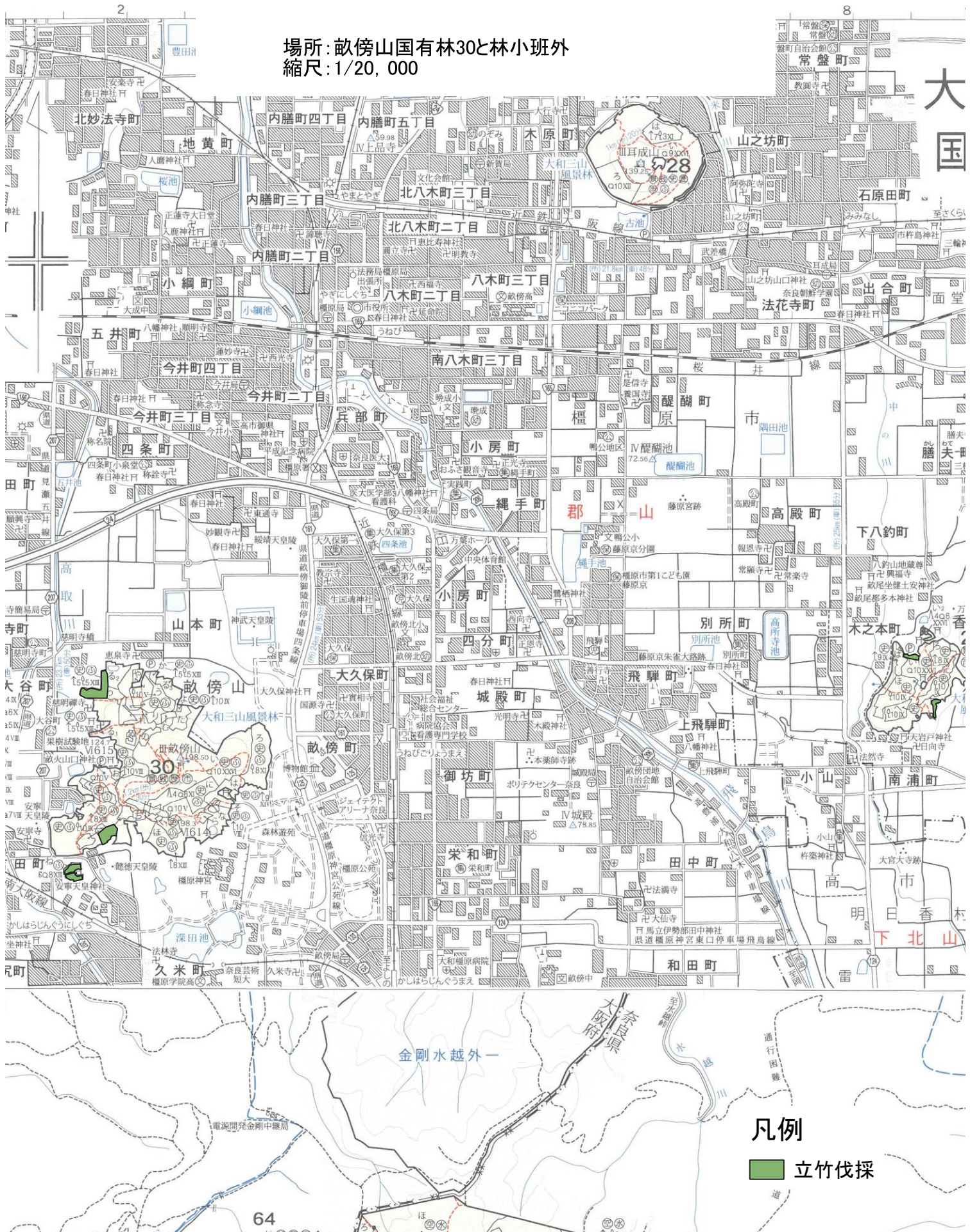
- (1) 除伐対象区域は、桃色テープにより表示している。
- (2) 区域内に発生している竹（ひこばえ等を含む）は全て対象であり除伐すること。除伐方向は安全な方向とし、下流部への除伐竹の流出防止、除伐竹による上流部からの流出土砂等のせき止めに起因する下流部への被害発生の防止のため沢等への除伐は避けること。やむを得ず、沢等へ伐倒する場合は、必ず除伐竹（枝条を含む）を沢等から取り除くこと。
- (3) 除伐に当たり、かかり木が発生した場合は、必ずチルホール等の器具を使用のうえ、適切に外すとともに、残存木の保護に万全を期すこと。
- (4) 国有林と民有地との境界付近及び歩道付近の対象竹は、必要に応じてチルホール等の器具を用いて全て国有林内へ存置すること。

3. アフリカ豚熱（ASF）対策）

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款20条に基づき事業を一時中止する可能性がある。

位置図
畝傍山国有林外森林景觀・植生回復事業

場所: 畝傍山国有林30と林小班外
縮尺: 1/20,000



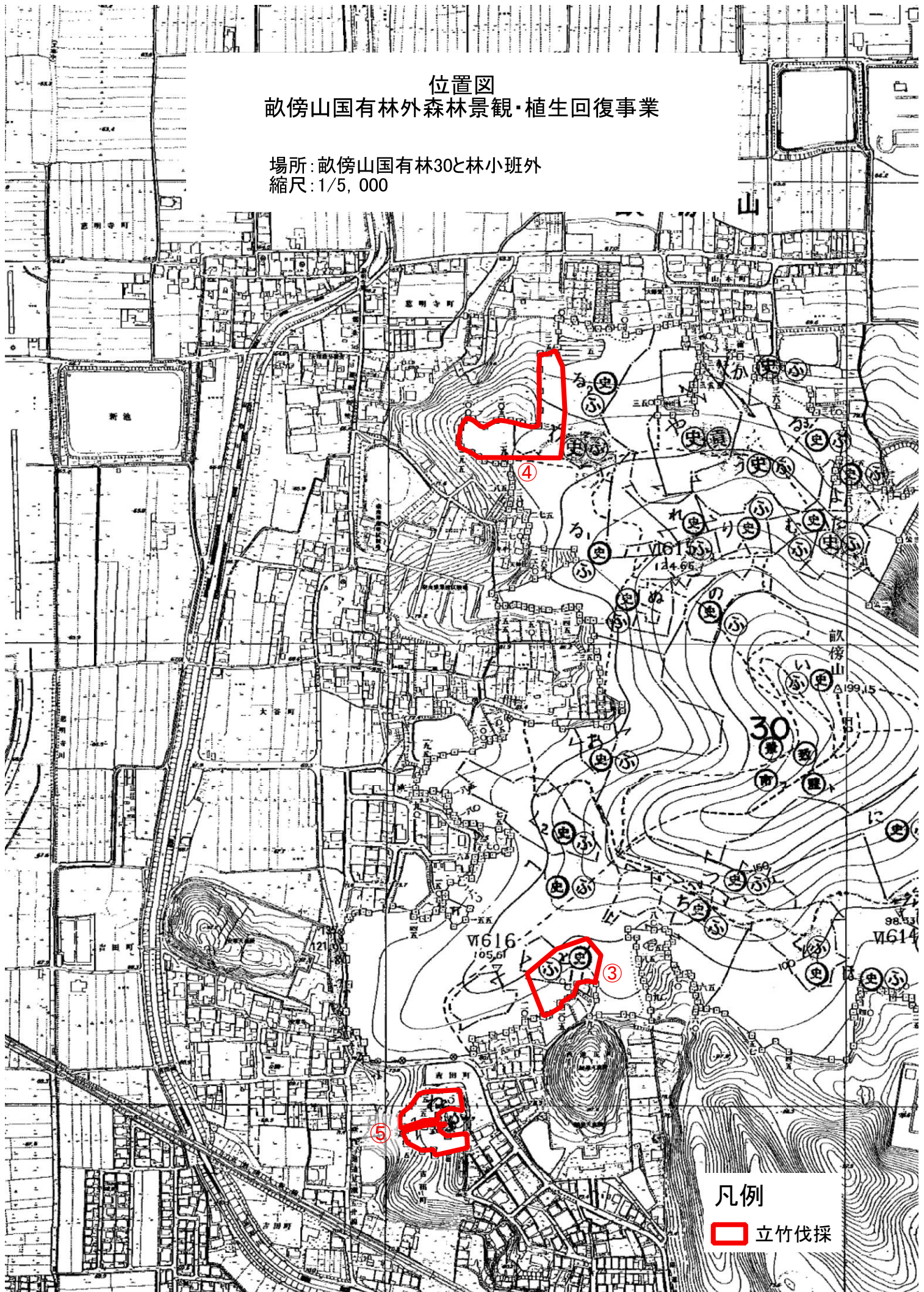
位置図
畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業

場所: 香久山国有林29い1林小班
縮尺: 1/5,000



位置図
畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業

場所: 畝傍山国有林30と林小班外
縮尺: 1/5,000



請負契約再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで締結した畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第 4 条第 2 項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名：
- 2 再委託の業務範囲：
- 3 再委託の必要性：
- 4 再委託の金額：
- 5 その他必要な事項：

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

別紙 3

事業従事者届

令和 年 月 日付けで請負契約書第 6 条に基づく請負業務従事者を下記
のとおり届け出ます。

記

住 所
氏 名
連絡先

住 所
氏 名
連絡先

住 所
氏 名
連絡先

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

業務実施報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所

氏 名

令和 年 月 日付けで契約した畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業について、下記のとおり実施したので、請負契約書第7条の規定により実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 2 業務実施内容 林内整備（立竹伐採、竹整理）
- 3 添付書類 事業写真